

基本的人権は守られているか

人権週間(12月4日~10日)

基本的人権とは、わたくし達が人として生まれながらにして持つ権利のことであり、これは憲法で「侵すことのできない永久の権利」として保障されております。これには

- すべて国民は、法の下に平等である
 - 思想の自由 ○信教の自由
 - 言論の自由 ○学問の自由
- などがあります。

したがって、基本的人権は、わたくし達のものであり、わたくし達自身のたゆまない努力によって保たなければならないのでありますが、残念ながらこの考えはまだ徹底しておらないようです。

そこで、人権尊重の考えを普及高揚し、

基本的人権が侵されないよう監視し、もし侵された場合はこれを救うために適切な処置をとる機関として、秋田地方務務局に人権擁護課が、またこの任務を強力に推進するために「人権擁護委員」の制度が設けられております。

この機関がこれまでに取扱った人権侵害事件には

- 公務員がその機権の範囲をこえて人権を侵害した職権濫用事件
- 騒音、煤煙等による公害事件
- 売春関係などの身売り事件
- 部落のつきあいから除外された村八分事件
- 法を無視した私的制裁事件

○封建的考えから脱しないで行なわれた嫁や使用人、年少者や老人等の酷使虐待事件

- 労働者の不当解雇
- 借家人追出しのための強制圧迫
- 名誉、信用、信教などの自由侵犯
- 組織または多衆の威力による侵犯事件

その他、数多くの事件がありました。他人の人権を尊重するとともに、自分の人権を守るため、もし人権が侵されるようなことがありましたら、秋田地方務務局大館支局または法務大臣から委嘱されている次の人権擁護委員に申出て下さい。もちろん相談料は無料で、格別形式も必要としません。

- 羽生勇吉(大館・金坂)
- 工藤秋之助(釈迦内)
- 高清水直子(下川沿)
- 越姓玄恵(真中)
- 工藤利雄(十二所)

予防接種のお知らせ

乳幼児および来春小学校へ入学するお子さまの定期予防接種を次の日程で行います。該当者には通知をおあげしますが、通知もれの場合もありますので、それぞれの場所で受けて下さい。

ところ	種痘の検診 (第2期)	インフルエンザ (第2回)	インフルエンザ (第1回)	百日せき ジフテリア 混合 (第1回)	インフルエンザ (第2回)	百日せき ジフテリア 混合 (第2回)	実施時間	
	来春小学校 入学者	乳幼児	来春小学校 入学者	乳幼児 (第1,2期)	来春小学校 入学者	乳幼児 第1期		
公立大館病院				12月3日	月	12月24日	月	自 午後1時30分 至 " 3時
石田病院				12月3日	月	12月24日	月	"
常盤医院				12月4日	火	12月25日	火	"
石塚医院				12月4日	火	12月25日	火	"
上川沿公民館				12月5日	水	12月26日	水	自 午後1時30分 至 " 2時30分
二井田公民館				12月5日	水	12月26日	水	"
下川沿公民館				12月7日	金	12月27日	木	"
真中公民館				12月7日	金	12月27日	木	"
釈迦内公民館	12月1日		土	12月8日	土	38年 1月5日	土	"
十二所保育園	12月1日		土	12月8日	土	1月5日	土	"
長木公民館	12月6日		木	12月11日	火	1月8日	火	"
茂内診療所	12月6日		木	12月11日	火	1月8日	火	自 午後0時30分 至 " 1時30分

水道を寒さから守りましょう

寒さがきびしくなりますと、水道が凍りやすくなりますので、寒気が直接水道管にあたらぬように保護して下さい。

水道の凍結を防ぐため、各ご家庭へ「凍止栓」をつけておりますので、おやすみになる前にこの操作を忘れないように

気をつけて下さい。もし操作をおこたりますと、水道管を凍らせるばかりでなく破裂させることもあります。また、「凍止栓」を完全にしめないと効果がないほか、地下に水がもれることになりまますから特にご注意下さい。

サービスには万全を期しておりますが、故障したご家庭がたくさんありますと、「今すぐになおす」ということができないときもあります。

水栓が凍った場合、水栓にタオルをかけ除々に湯をかけて温めると、簡単な凍結はすぐとけます。これを2・3度くり返しても水が出ないときは、市役所水道課(電話1217)へ連絡して下さい。